

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年1月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年1月27日から同年2月16日まで縦覧に供する。

平成21年1月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 | 縦覧場所 |
|---------------|--------------------------------|--------------|
| 観音寺市一ノ谷池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業） 荒井用水地区 | 観音寺市経済部土地改良課 |
| 観音寺市柞田土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（さく井新設事業）大畑地区 | 〃 |
| 三豊市山本町土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 桐の木地区 | 三豊市山本支所事業課 |